

令和8年度 木材利用関連イベント等でのPR実施業務仕様書

1 目的

本業務は、県民が森林・林業の現状及び森林整備や木づかいの大切さについて理解を深めることができるよう、県内外各所において開催される木材利用に関連するイベントの運営や出展等により、木材の魅力や木材利用の意義を広く県民にPRすることを目的とする。

2 業務名

令和8年度 木材利用関連イベント等でのPR実施業務

3 業務の履行期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

4 事業の実施概要

(1) イベント実施業務

① ウッドワンダーランド2026の実施

ア 実施期間

令和8年11月頃

イ 場所

県内の1,000m²程度の屋外会場を予定

ウ 内容

都道府県や近県の関係団体・企業による地域材を活用した木材製品展示イベント「ウッドワンダーランド2026」を開催する。

県産木材の構造躯体等（木造や木質化の促進を図るための展示）や木材製品の展示、木育（木工体験、木と触れ合うコンテンツ展示）、森林・林業等に関するブース出展など、木材利用をテーマとした演出により県産木材の認知向上及び消費拡大を図るイベントとする。

② AICHI WOODY AWARD 2026の実施

ア 実施期間

令和8年11月～12月頃予定

イ 場所

提案による（名古屋駅至近での開催とする）

ウ 内容

愛知県在住及び在学の学生による設計コンペティション「AICHI WOODY AWARD 2026」の一次審査会運営及び最終審査会の運営（学生によるプレゼンテーション及び審査委員長による講演会、審査結果発表、審査委員と学校関係者による交流会等の一連の運営）を実施する。

なお、本イベントに係る審査委員の選定等は委託者が行うものとする。

③ 木材利用関連イベントへの出展

ア 対象イベント

(ア) 第55回建築総合展 NAGOYA

実施期間：令和8年7月2日（木）、3日（金）

（公益社団法人愛知建築士会、中部経済新聞社主催）

場 所：ウインクあいち（愛知県産業労働センター）

（名古屋市中村区名駅四丁目4-38）

(イ) SDGs フェスティバル in 名古屋丸の内（※₁）

実施期間：令和8年11月～令和9年1月頃予定（※₂）

（東京海上日動火災保険株式会社、十六フィナンシャル・グループ主催）

場 所：名古屋東京海上日動ビルディング（予定）

（名古屋市中区丸の内2-20-19）

(ウ) 愛知・名古屋2026大会 文化プログラム

実施期間：アジア・アジアパラ競技大会開催期間中の数日間

場 所：メイン会場（名古屋市瑞穂公園南ひろば）、

各競技会場、大会関係者施設のいずれか

（※₁）本公告開始時点では主催者未発表のため、実施を約束するものではありません。

（※₂）出展期間は約2ヶ月間で、イベント初日に行われる「SDGsまつり」実施時はスタッフが常駐する必要があります。

イ 内容

県産木材の構造躯体等（木造や木質化の促進を図るための展示）や木材製品の展示、木育（木工体験、木と触れ合うコンテンツ展示）、森林・林業等に関するブース出展など、木材利用をテーマとした演出により県産木材の認知向上及び消費拡大を図る出展とする。

なお、各イベントの来場者層を考慮の上、イベントごとに出展効果が

最大となるよう出展内容について配慮するものとする。

(2) 県産木材普及のための PR 活動

ア 実施時期

木材利用促進月間（10月）を始め任意の期間

イ 内容

提案による（ただし県産木材の利用を広く普及させるための効果的な PR 活動を行うこと）

(3) その他

ア 木製品展示にあたっては、主に愛知県産材認証機構の登録事業者等から県産木材を活用した製品等の出展を募り、木材利用の PR にふさわしい製品を展示する。

[愛知県産材認証機構：県内の木材関係 5 団体により構成される県産木材についての知識や経験を有する組織]

イ 県産木材の PR のためのパネル、パンフレット、ノベルティ等を各イベントにおいて製作・展示・配布するなど、県産木材住宅や製品の情報提供を行う。

5 業務委託内容

(1) 実施計画作成業務

次の事項に係る業務実施計画案を作成し、委託者が了承の上、計画を確定するとともに業務計画書を作成し、委託者の承認を得るものとする。

ア 業務の内容

イ 広報の方法

ウ 業務実施体制

エ 安全対策

オ 業務実施にあたっての環境配慮事項

(2) 各イベント等における業務

1) イベント実施業務

① ウッドワンダーランド 2026

ア 準備業務

業務実施計画に基づき、業務の具体化・実施に向けた次の事項に係る準備業務を行う。

(ア) 実施内容の決定

(イ) イベント出展者の募集

- (ウ) 愛知県小間の出展内容について委託者と調整
- (エ) 出展者説明会の開催
- (オ) 主催者としてのイベント PR 業務（特に名古屋市を始めとする会場近隣市町村に所在する小学校へのチラシ配布等について検討すること）
- (カ) 専用 web サイトの運営（ワークショップ等の事前受付等を含むとともに、サイト開設にあたり取得するドメインについては、委託者が指定するドメインを使用すること）
- (キ) 会期中の集客イベントの提案（製品説明会、ステージライブ、トークショー等一般来場者増につながるイベント）
- (ク) 会場の使用や設営・撤去等に係る調整
- (ケ) スタッフ等の確保・手配
- (コ) スタッフ等に対する必要な事前研修・打合せ
- (サ) 傷害保険の加入手続き及び保険料の支払い
- (シ) イベント出展者の出展料徴収・支払い
- (ス) 緊急連絡網の作成

開催日に暴風雨警報が発令された場合の取扱いについて定め、これに関係者に連絡する方法を整えること。

- (セ) 上記のほか、実施に必要な準備

イ 設営・撤去業務

会場設営準備、機材の設置、それに付随する業務の実施並びに終了後の撤去を適正に行うため、次の業務を行う。

- (ア) 実施日程、時間帯の調整
- (イ) 会場・施設等の構造、形状を損なわないための養生
- (ウ) 案内表示等の作成、設置及び撤去
- (エ) 資機材等一切の準備及び手配
- (オ) 資機材等の搬出入に当り、スタッフの配置、必要な安全対策等
- (カ) 終了後の清掃業務

当初どおりに現状を回復し、発生したゴミ等は、受託者が持ち帰る等、受託者の責任において行うこと。

- (キ) 上記のほか、業務の実施に必要な設営・撤去等

ウ イベントの運営業務

- (ア) アンケート調査の実施

来場者に対し、会場出口等においてアンケート調査を実施する。

実施にあたってはタブレット等の電子機器を用いて行うものとし、併せて回答者に対してはノベルティを配布する等、回答率の向上を図るものとする。

(イ) その他

実施計画書に基づき、イベント当日の運営業務を行う。

② AICHI WOODY AWARD 2026 最終審査会

ア 準備業務

(ア) 主催者としてのイベント PR 業務

(イ) 専用 web サイトの運営（応募者の登録申込・作品データ管理を含むとともに、サイト開設にあたり取得するドメインについては、委託者が指定するドメインを使用すること）

(ウ) 会場の使用や設営・撤去等に係る調整

(エ) スタッフ等の確保・手配

(オ) スタッフ等に対する必要な事前研修・打合せ

(カ) 緊急連絡網の作成

開催日に暴風雨警報が発令された場合の取扱いについて定め、これに関係者に連絡する方法を整えること。

(キ) 上記のほか、実施に必要な準備

イ 設営・撤去業務

①のイと同じ。

ウ イベントの運営業務

実施計画書に基づき、イベント当日の運営業務を行う。また、委託者が別に定めた規定に基づき、審査委員への報酬及び入賞作品に係る賞金の支払いを行う。

エ イベント後の PR 業務

入賞作品について、普及啓発用の作品集を作成する他、委託者と調整の上で入賞作品のパネル作成等、イベントの PR を行う。

③ 木材利用関連イベントへの出展

ア イベント出展準備業務

各イベントでの出展に係る申し込み、小間代の支払等、①のアのうち、出展者として出展の準備に係る業務を行う。

イ イベント出展・運営業務

各イベントにおいて、県産木材を PR する展示を行い、ブースの運営業務を行う。

ウ 出展状況の報告

各イベントでの出展終了後、出展状況について、報告書にとりまとめ、書面にて委託者に提出するものとする。

2) 県産木材普及のための PR 活動

木材利用促進月間（10月）等において、イベントの運営や出展等とは別に、県産木材の利用を広く普及させるための効果的な PR 活動を実施する。

(3) その他業務実施に係る事項

ア 業務の記録（写真は必須）

イ 「ウッドワンダーランド 2026」についてのアンケート調査結果とりまとめ

ウ 会場施設使用料等の業務実施に必要な費用の支払い

エ 「ウッドワンダーランド 2026」については、イベントに出展する事業者から出展料を徴収することも可能とするが、1事業者あたり2万円以下とする。

オ 本業務の範囲外で委託者が参加・出展する各種イベントに係る出展料について、県委託者の指示に基づき受託者が出展企業から当該費用を徴収し支払いを行う。

カ 本業務において製作した県産木材の構造躯体や物品等の業務終了後の処分等については県の指示に基づき適切に対処するものとする。

キ 上記のほか、業務実施に必要な事項

(4) 業務委託記録作成業務

業務終了後、実施状況や運営状況等について、記録写真、メディア等の取材状況等も含めた業務報告書を次のとおり作成し、委託者へ提出する。

報告書には、実施したプログラムの参加状況を記載することとし、状況写真を添付し、実施内容がわかるように実績を記載すること。

ア 紙媒体 2部

イ アに係る電子データ 一式（CD-ROM等で提出）

6 その他留意すべき事項等

(1) 本業務は、企画競争型随意契約のため、提案した事項は、委託者の指示がない限り実行すること。

(2) 企画提案した事項に係る企画、調整、準備、施工、管理運営、撤去、資料作成及びその他それを遂行する上で必要なものの費用は、本契約に含むものとし、受託者が負担すること。

- (3) 受託者は、本業務の開始から終了までの間、本業務を総括する責任者1名を選任し、業務実施方法、進捗状況の確認等、本業務の円滑な実施のために、委託者と定期的に連絡調整を行うこと。
- (4) 受託者は、業務に先立ち業務計画及び実施体制計画、スケジュール等を作成し、委託者と協議の上、業務を実施すること。
- (5) 受託者は、運営に際し、会場に責任者を配置し、委託者や会場管理者、他のイベント関係機関等との連携・調整を行うこと。
また、会場設営及び使用方法については、会場の使用に関する規則を遵守すること。
- (6) 安全管理に十分に配慮し、事故等が発生した場合には、責任の所在を明確にし、事故報告書を速やかに委託者に提出すること。
- (7) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下、同じ）を委託者に無償で譲渡するものとし、著作権人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切を受託者の責任において処理すること。
- (8) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (9) 委託者が、県の森林・林業施策を推進するため、会場等でのパネルやポスターの掲示、受講者へのパンフレットの配布等を指示した場合には、受託者はこれを行うこと。
- (10) 受託者は、本業務の実施に必要なパンフレット、チラシ等の作成にあたっては、間伐材パルプ利用割合が20%以上ある用紙の優先利用に努めるものとする。
- (11) 本仕様書に定めのない事項については、その都度委託者の指示を受けて処理すること。
- (12) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。
- (13) 受託者は、前受託者から十分な引継ぎを受け、業務に支障をきたさぬよう万全の体制を整えなければならない。そのために要する費用について委託者は負担しない。また、受託者は、契約満了に伴いこの契約の業務内容において引継ぎが必要な業務である場合には、次の受託者が円滑に業務を開始できるように十分な引継ぎを行わなければならない。そのために要する費用について委託者は負担しない。

- (14) 本業務の実施にあたり、疑義が生じた時は、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。